逗子市都市公園条例(昭和49年条例第13号)新旧対照表

現行	改正後（案）
逗子市都市公園条例 昭和49年３月22日 逗子市条例第13号 〔注〕昭和58年から改正経過を注記した。	逗子市都市公園条例 昭和49年３月22日 逗子市条例第13号 〔注〕昭和58年から改正経過を注記した。
逗子市公園条例(昭和33年逗子市条例第５号)の全部を改正する。	逗子市公園条例(昭和33年逗子市条例第５号)の全部を改正する。
(目的) 第１条　この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)に基づき逗子市の都市公園(以下「都市公園」という。)の設置及び管理について、法及び法に基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第１条　（略）
(名称及び位置) 第２条　都市公園の名称及び位置は、別表第１のとおりとする。	(名称及び位置) 第２条　（略）
(住民１人当たりの都市公園の敷地面積の標準) 第２条の２　本市の区域内に設置する都市公園の住民１人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、かつ、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民１人当たりの敷地面積の標準は、５平方メートル以上とする。	(住民１人当たりの都市公園の敷地面積の標準) 第２条の２　（略）
(都市公園の配置及び規模の基準) 第２条の３　次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれ	(都市公園の配置及び規模の基準) 第２条の３　（略）

その特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

（１）　主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25ヘクタールを標準として定めること。

（２）　主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は２ヘクタールを標準として定めること。

（３）　主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は４ヘクタールを標準として定めること。

（４）　主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

２　主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市

公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。	
(公園施設の設置基準) 第２条の４　一つの都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第２条第１号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の２を超えてはならない。ただし、別表第２で定める範囲内でこれを超えることができる。	(公園施設の建築面積の基準) 第２条の４　法第４条第１項本文の条例で定める割合は、100分の２とする。
	(公園施設の建築面積の基準の特例) 第２条の５　都市公園法施行令（昭和31年政令第２９０号。以下「令」という。）第６条第１項第１号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。 ２　令第６条第６項に掲げる場合に関する法第５条の９第１項の規定により読み替えて適用する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

	３　令第６条第１項第２号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。 ４　令第６条第１項第３号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前３項の規定により認められる建築面積を超えることができる。 ５　令第６条第１項第４号に掲げる場合に関する法第４条第１項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の２を限度として前条又は前４項の規定により認められる建築面積を超えることができる。 （公園施設の敷地面積の制限） 第２条の６ 令第８条第１項の条例で定める割合は、１００分の50とする。
（特定公園施設の設置に関する基準） 第２条の５ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第１項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は、別表第３のとおりとする。	（特定公園施設の設置に関する基準） 第２条の７ （略）
（行為の制限） （行為の禁止）	（行為の制限） （行為の禁止）

中　略

第24条　第19条の規定による指定管理者の指定の手続等については、逗	第24条　（略）	
（委任）	（委任）	
第25条　この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。	第25条　（略）	
附　則	附　則	
この条例は、昭和49年４月１日から施行する。	（略）	
別表第１（第２条関係）	別表第１　（略）	
【別記1　参照】		
別表第２（第２条の４関係）		
【別記2　参照】	【別記2　参照】	
別表第３（第２条の５関係）	別表第２（第２条の５関係）	
【別記3　参照】	（略）	
別表第４（第６条関係）	別表第３（第６条関係）	
【別記4　参照】	（略）	
備考　市長は特に必要があると認めるときは、休場日及び開場時間を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。		
別表第５（第６条の２関係）	別表第４（第６条の２関係）	
【別記5　参照】	（略）	
別表第６（第13条関係）	別表第５（第13条関係）	
１　公園施設設置の許可による土地の使用料	（略）	
【別記6　参照】		

２　公園施設管理の許可による施設の使用料 【別記7　参照】 ３　都市公園の占用の許可による使用料 　逗子市道路占用料条例(昭和51年逗子市条例第13号)別表に掲げる区分により同表で定める額 ４　都市公園内行為の許可による使用料 【別記8　参照】 ５　有料の公園施設の使用料 【別記9　参照】 　備考 　　１　認定団体とは、10名以上の団体で、かつ、７割以上を市内に在住、在勤又は在学する者で構成されている登録した団体をいう。 　　２　認定団体の登録の有効期間は、毎年３月31日までとし、４月１日に更新する。 　　３　市内とは市内に在住、在勤又は在学する者を、市外とはそれ以外の者をいう。	

以下、略

議案第 14 号

逗子市都市公園条例の一部改正について法令参照資料

法 :都市公園法
令 :都市公園法施行令

法

第4条第1項	1の**都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合**は、100 分の2を参酌して当該都市公園を設置する**地方公共団体の条例で定める割合**（国の設置に係る都市公園にあっては、100 分の 2）を超えてはならない。
上記ただし書	ただし、動物園を設ける場合**その他政令で定める特別の場合においては**、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する**地方公共団体の条例で定める範囲**（国の設置に係る都市公園にあっては、政令で定める範囲）**内でこれを超えることができる。**
第５条の９第１項	認定公募設置等計画に基づき**公募対象公園施設を設ける場合**における第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設を設ける場合」とする

令

第６条第１項第１号	前条第2項（1　休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの。2　前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める休養施設）に規定する**休養施設**、同条第4項（1　野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物　2　前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める運動施設）に規定する**運動施設**、 同条第5項に規定する**教養施設**（1　植物園、温室、分区園、動物園、

	動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの　2　古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの　3　前2号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める教養施設）、同条第8項に規定する（医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫）**備蓄倉庫**その他同項の国土交通省令で定める**災害応急対策に必要な施設**又は自然公園法に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物を設ける場合
第６条第１項第２号	休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合 イ　**文化財保護法の規定**により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として**登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物** ロ　景観法の規定により**景観重要建造物として指定された建築物** ハ　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により**歴史的風致形成建造物として指定された建築物**
第６条第１項第３号	**屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物**として国土交通省令で定めるものを設ける場合
第６条第１項第４号	**仮設公園施設**（3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前3号に規定する建築物を除く。）を設ける場合
第６条第６項	地方公共団体の設置に係る都市公園についての**認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物を設ける場合**に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の政令で定める範囲は、**当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる**こととする。
第８条第１項	一の**都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合**（国の設置に係る都市公園にあっては、百分の五十）を超えてはならない。

公募対象公園施設の建蔽率について

別　紙　1

注：数値はすべて参酌基準

最大34%	最大24%	最大12%*

特例　＋２％　仮設公園施設　（令６⑤）

特例　＋10%
屋根付広場等高い開放性を有する建築物
（令６④）

*条例で上乗せ可

特例　＋20%
教養・文化施設で
・文化財保護法に基づき指定された建築物
・景観法に基づき指定された建築物
・歴史まちづくり法に基づき指定された建築物
（令６③）

合計で+10%までの範囲で併用可

特例　＋10%
・休養施設、運動施設、教養施設
・災害応急対策に必要な施設
・都道府県立自然公園のための施設
（令６②）

特例　＋10%
公募対象公園施設※
（休養施設等に該当しないもの）
（令６⑥）

通常建蔽率　２％　公園施設として設けられる建築物　（法４①本文）

※公募対象公園施設のうち、休養施設等に該当するものは、令6②を適用

*休養施設等に該当しない公募対象公園施設のみが設けられる場合に、条例で、公募対象公園施設について上乗せされた建蔽率に、高い開放性を有する建築物に係る建蔽率及び仮設公園施設に係る建蔽率をさらに上乗せすることも可能。

（「公募対象公園施設に係る建蔽率の特例に関する政令の解釈に当たっての留意点について」（事務連絡）参照）

適用例

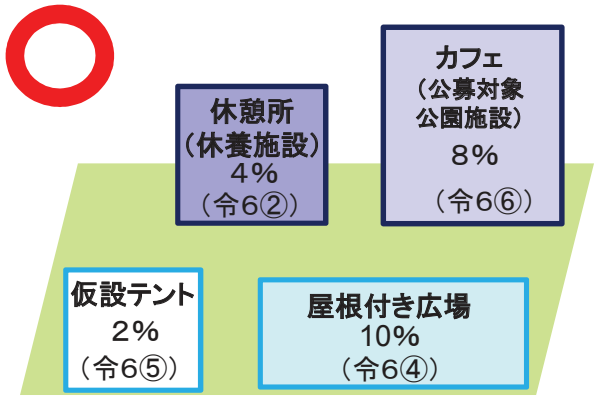

休養施設等に係る建蔽率への上乗せ分により、屋根付き広場や仮設テントを設置可

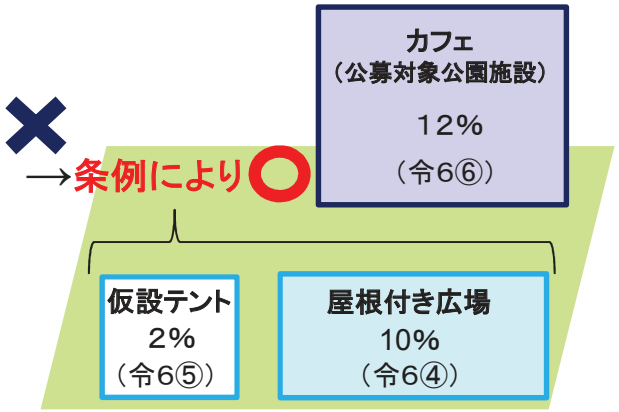

休養施設等に該当しない公募対象公園施設の建蔽率のみで12%に達する場合、屋根付き広場や仮設テントの設置は不可

別途、条例で定めることにより、上乗せ可